

第 38 回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 平成 30 年 10 月 29 日（月）午前 9 時 30 分～午前 11 時 55 分

2 場所 市役所本庁舎 地下 1 階 第 10 共通会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

坂元会長、松本委員、角松委員、濱田委員、矢倉委員

(2) 大阪市職員

谷川市民局長、田丸市民局理事、山本市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、安井市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

(1) 拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件（2 件）の調査審議

(2) ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議

(3) 第 37 回会議要旨の確認

5 議事

非公開で行った。

冒頭、事務局から、案件番号「平 2 8 - 7」及び「平 2 8 - 8」のヘイトスピーチ該当性等に係る諮問については、第 37 回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、平成 30 年 10 月 5 日付けで、審査会から市長あて、答申を行った旨の経過説明があった。

議題（1）拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件（2 件）の調査審議

○案件番号「平 2 8 - 7」及び「平 2 8 - 8」について、市民局から、次のような報告があった。

- ・大阪市として表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定したところ、表現活動が継続されており、表現活動における表現の内容の拡散を防止する緊急の必要があったため、条例第 6 条第 3 項ただし書の規定に基づき行う条例第 5 条第 1 項による措置として、平成 30 年 10 月 10 日付けで、当該各表現活動を行ったものにまとめサイトを作成・管理・運営する機能を提供しているプロバイダに対して、当該各表現活動に係る各ウェブページに掲載されているまとめ記事について削除の要請を行った。その後の同プロバイダの反応を踏まえ、同月 16 日にも再度要請を行った。
- ・同月 22 日に、当該プロバイダからいずれの案件についても社の規約に基づき対応した旨の連絡があり、市が確認したところ、当該各ウェブページが削除されていた。

○上記報告に対し、審査会は上記措置は妥当であるとして特段の意見は述べないこととした。

○案件番号「平 2 8 - 7」及び「平 2 8 - 8」について、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問があったため、事務局からその内容の説明を受け、2 件すべてについて次回以降引

き続き審議することとした。

議題（２）ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議

○継続案件のうち１件について、調査審議を行い、次回以降引き続き審議することとした。

議題（３）第３７回会議要旨の確認

○第３７回の会議要旨を確定した。

以上